

福岡県指定の無形文化財「博多独楽」について

無形文化財博多独楽の技術保持者である河崎正子氏から住所変更(大野城市から転入)の届出があったもの。

福岡市内の無形文化財は国指定2件、県指定5件、市指定2件となる。

1. 無形文化財の名称および指定年月日
博多独楽 平成26年3月14日
2. 保持者の旧所在地
福岡県大野城市南ヶ丘
3. 保持者の新所在地
福岡県福岡市南区屋形原
4. 保持者氏名
河崎 正子 (二代目 筑紫珠楽)
5. 変更の年月日
令和2年10月26日

【博多独楽概要】

博多が発祥とも伝えられる曲独楽(きょくごま)の一種で江戸時代に大流行しましたが、明治時代になると人気に陰りが見え始め、昭和に入ると舞台ではほとんど見なくなりました。そのような中で博多に住んでいた三谷久吉は娘婿にあたる河崎博行(初代筑紫珠楽)に曲独楽を伝承しました。河崎博行は「博多独楽」と名づけ、新しい芸を開拓し、昭和33年に福岡県指定無形文化財に指定されました。初代筑紫珠楽が死去した後は、河崎正子さん(二代目筑紫珠楽)と長男の河崎博隆さん(三代目筑紫珠楽)を中心に技芸の保存・振興がなされ、二代目筑紫珠楽の技芸が認められ、同じく県指定無形文化財に指定されました。(大野城市ホームページより引用)



河崎 正子氏 (二代目筑紫珠楽)